

南部町町立保育所統合に係る基本構想



令和5年1月
南部町

目次

第1章 基本構想策定にあたって

1. これまでの経緯 . . . 3
2. 2園統合の必要性 . . . 3
3. 基本構想策定の目的 . . . 3

第2章 保育事業の現状と新たな保育所へのニーズ

1. 保育施設の現状 . . . 4
2. 保育サービスの状況 . . . 8
3. 保育所運営の現状とニーズ . . . 8

第3章 統合候補地の選定

1. 選定の基本方針 . . . 12
2. 候補地の抽出条件 . . . 12
3. 候補地の検討及び選定 . . . 13

第4章 統合整備の方針とスケジュール

1. 施設整備の基本的な考え方 . . . 14
2. 運営の基本的な考え方 . . . 15
3. 統合スケジュール . . . 16

参考資料

1. 南部町子ども・子育て会議条例
2. 南部町保育所あり方検討委員会設置要綱
3. 南部町行財政改革について（諮問）（発南第10842号）
4. 南部町行財政運営審議会に付された諮問事項について（答申）
5. パブリック・コメントの実施結果

第1章 基本構想策定にあたって

1. これまでの経緯

全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に策定した「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」の中で、「保育園の老朽化対策や多様な保育サービスの提供を行うため、入所児童数の推移による施設数及び規模の適正化を図りながら、保育園の統合による建て替えと大規模改修による長寿命化を含めた検討を行っていく」としており、子ども・子育て会議で検討してきた結果、2園統合の方向性を示し、場所については①防災上安心・安全な場所 ②里地里山を活用できる場所 ③交通の便がよい場所、を選定するとしました。

また、行財政運営審議会では町長の諮問を受け「つくし保育園・さくら保育園の2園統合に係る整備運営方法について検討した結果、総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当である。」と答申をいただきました。

2. 2園統合の必要性

現在、わが国においては、出生率の低下などを背景に世界に類を見ない人口減少時代に入っており、今後も人口減少が続いていくと予測されています。

本町では少子化を食い止めるため、平成25年度に役場内プロジェクトチームを立ち上げ、平成26年度には少子化対策・子育て支援室を設置するとともに南部町少子化対策推進本部を立ち上げるなど体制を整備し、3年間で1クールとした少子化対策事業を実施してきました。平成27年度には、少子高齢化や人口減少に歯止めをかけるための「なんぶ創生総合戦略」、「子ども・子育て支援事業計画」を策定すると併せて子育て支援課を設置してさらなる体制強化を図り、子育て環境、住環境の充実に取り組み、魅力あるまちづくりに努めています。

しかしながら、人口減少、少子化を食い止めることは難しく、人口予測では厳しい数字となっています。そうした状況にあって、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、町民の保育ニーズに応えていくためには、整備、運営の効率性にも配慮し持続可能な保育体制を構築する必要があります。

そのような中でさくら保育園とつくし保育園は建設から30年以上が経過し、建物の老朽化が進んでおり、毎年修繕が必要となっていることから、根本的な対策が必要となってきています。なおかつ、つくし保育園の現在の立地場所は、法勝寺川に隣接しており、防災面で大きな不安を抱えており、その解消が喫緊の課題となっています。

3. 基本構想策定の目的

この基本構想は、さくら保育園、つくし保育園の統合に向けて、幅広い見地から総合的に検討するため、2園統合の整備に関する基本的な内容を定めるものです。

策定に際しては、令和4年に「南部町保育所あり方検討委員会」を行政内部に設置し、子どもの保護者や、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、地域の代表とする者、公募による者で構成し、検討を重ねました。

第2章 保育事業の現状と新たな保育所へのニーズ

1. 保育施設の現状

本町での保育事業は、平成16年の旧会見町、旧西伯町の合併による町政施行以来、合併時点で会見地区にさくら保育園、ひまわり保育園の2園、西伯地区につくし保育園、すみれ保育園の2園、合計4園体制でスタートとなりました。

その後、平成27年にすみれ保育園を移転・新築し、すみれこども園となり、平成31年には0歳から2歳児を対象とした小規模保育事業の活用により、小規模保育園南部町ベアーズ（社会福祉法人尚徳福祉会）、事業所内保育所さくらキッズ（西伯病院）が加わり、合計6園体制で保育事業を展開しています。

また、平成24年には、さくら保育園とつくし保育園を伯耆の国に指定管理をお願いし、民間の力により新たな運営に取組を始めました。

当時、民営化に際しては、それまで公営のみで保育事業を行ってきたこともあり、民間運営に対する不安や反対意見もありましたが、法人の努力により保育標準時間を超える時間帯の延長保育など、サービスの拡充に取り組みられ、現在では受入児童数で民営が公営を上回る状況となっています。

■認定こども園すみれこども園

- ・名称：南部町立すみれこども園
- ・位置：南部町法勝寺1008番地
- ・認可年月日：平成27年3月30日
- ・施設概要：構造 木造一部鉄骨造
敷地面積 4412.82㎡
建築面積 1591.967㎡
建築年月日 平成27年3月30日
- ・認可定員：120人

1号定員 (教育認定3歳～5歳)	2号定員 (保育認定3歳～5歳)	3号定員 (満1歳未満)	3号定員 (満1歳以上)	合計
9	66	12	33	120

・受入児童数：94人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
町内	4	13	10	18	26	23	94
町外受託	0	0	0	0	0	0	0
計	4	13	10	18	26	23	94

令和4年4月1日現在

・職員構成：21人

園長	1	保育士	5	調理師	4
園長補佐	1	会計年度(保育士)	5	事務員	1
主任保育士	4	栄養士	0		

令和4年4月1日現在

■つくし保育園

- ・名称：南部町立つくし保育園
- ・位置：南部町阿賀869番地3
- ・認可年月日：昭和40年1月1日
- ・施設概要：構造 鉄筋造
敷地面積 3,908㎡
建築面積 1026.15㎡
建築年月日 平成2年3月20日
- ・認可定員：120人

1号定員 (教育認定3歳～5歳)	2号定員 (保育認定3歳～5歳)	3号定員 (満1歳未満)	3号定員 (満1歳以上)	合計
0	68	12	40	120

- ・受入児童数：84人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
町内	0	6	17	15	24	21	83
町外受託	0	0	0	0	0	1	1
計	0	6	17	15	24	22	84

令和4年4月1日現在

- ・職員構成：18人

園長	1	保育士	8	調理師	3
園長補佐	1	パート(保育士)	3	事務員	1
主任保育士	0	栄養士	1		

令和4年4月1日現在

■さくら保育園

- ・名称：南部町立さくら保育園
- ・位置：南部町天萬1444番地1
- ・認可年月日：昭和27年12月27日
- ・施設概要：構造 鉄筋コンクリート造
敷地面積 2,986㎡
建築面積 813㎡
建築年月日 昭和55年9月24日
- ・認可定員：90人

1号定員 (教育認定3歳～5歳)	2号定員 (保育認定3歳～5歳)	3号定員 (満1歳未満)	3号定員 (満1歳以上)	合計
0	52	8	30	90

- ・受入児童数：59人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
町内	0	9	12	15	10	13	59
町外受託	0	0	0	0	0	0	0
計	0	9	12	15	10	13	59

令和4年4月1日現在

・職員構成：15人

園長	1	保育士	7	調理師	3
園長補佐	1	パート(保育士)	2	事務員	1
主任保育士	0	栄養士	0		

令和4年4月1日現在

■ひまわり保育園

- ・名称：南部町立ひまわり保育園
- ・位置：南部町市山746番地1
- ・認可年月日：昭和30年10月1日
- ・施設概要：構造 鉄筋コンクリート造
敷地面積 4424.68㎡
建築面積 652.75㎡
建築年月日 昭和58年4月1日
- ・認可定員：60人

1号定員 (教育認定3歳～5歳)	2号定員 (保育認定3歳～5歳)	3号定員 (満1歳未満)	3号定員 (満1歳以上)	合計
0	40	5	15	60

・受入児童数：46人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
町内	3	8	7	8	9	11	46
町外受託	0	0	0	0	0	0	0
計	3	8	7	8	9	11	46

令和4年4月1日現在

・職員構成：16人

園長	1	保育士	5	調理師	3
園長補佐	1	会計年度(保育士)	3	事務員	1
主任保育士	2	栄養士	0		

令和4年4月1日現在

■小規模保育園南部町ベアーズ

- ・名称：小規模保育園南部町ベアーズ
- ・位置：南部町東町4番地19
- ・認可年月日：平成31年4月1日
- ・施設概要：構造 鉄筋造平屋
敷地面積 192.60㎡
建築面積 220.60㎡
建築年月日 平成17年4月28日
- ・認可定員：19人

1号定員 (教育認定3歳～5歳)	2号定員 (保育認定3歳～5歳)	3号定員 (満1歳未満)	3号定員 (満1歳以上)	合計
		10	9	19

・受入児童数：8人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
町内	3	3	2				8
町外受託	0	0	0				0
計	3	3	2				8

令和4年4月1日現在

・職員構成：8人

園長	1	保育士	1	調理師	1
園長補佐	0	パート(保育士)	4	事務員	0
主任保育士	1	栄養士	0		

令和4年4月1日現在

■さくらキッズ

・名称：西伯病院内保育園さくらキッズ

・位置：南部町倭397番地

・認可年月日：平成31年4月1日

・施設概要：構造 木造平屋建

敷地面積 86㎡

建築面積 75㎡

建築年月日 平成23年3月30日

・認可定員：地域枠5人

1号定員 (教育認定3歳~5歳)	2号定員 (保育認定3歳~5歳)	3号定員 (満1歳未満)	3号定員 (満1歳以上)	合計
		1	4	5

・受入児童数：4人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
町内	0	2	2				4
町外受託	0	0	0				0
計	0	2	2				4

令和4年4月1日現在

・職員構成：4人

園長	1	保育士	2	調理師	0
園長補佐	0	パート(保育士)	1	事務員	0
主任保育士	0	栄養士	0		

令和4年4月1日現在

2. 保育サービスの状況

保育所では、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づいて、次の保育関連事業等を提供しています。

保育関連事業等	内容
通常保育	7時30分から18時30分の間で保育を行っている。
障がい児保育事業	支援が必要な児童に応じて加配職員を配置している。
延長保育事業	7時から7時30分、18時30分から19時の間で延長保育を行っている。
休日保育事業	実施していない。
食事の提供	3歳以上児は主食は持参、3歳未満児は園で提供している。 副食は各園で調理し提供している。
保育に関わる行事	各園で運動会や発表会等の行事を行っている。

上記の保育等の提供を受けた場合その他保育所における費用負担は、次のとおりです。

保育関連事業等	内容	負担対象	金額
通常保育	保育料	3歳児未満	所得階層による金額
通常保育 (他市町村児)	保育料	3歳児未満	他市町村の設定した金額
延長保育事業	延長保育料	利用者	1回100円
完全給食に要する費用	副食費 ※町民の副食費は免除している。	広域入所の児童	4,200円
災害共済に要する費用	日本スポーツ振興センターに加入	園児全員	町負担：125円 保護者負担：240円

3. 保育所運営の現状とニーズ

町立保育所の運営について、施設・人員基準は鳥取県児童福祉施設に関する条例により児童福祉施設としての最低基準が定められ、保育の内容は国が示す保育指針で具体的に定められており、これらに準じて運営されています。

また、保育需要の高まりとともに、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもを保育所で受け入れるケースが増加しており、このような場合、子どもを安全に保育するためには、子ども1人に対して1人の保育士を配置する必要があります。加えて、個別に配慮が必要な子どもへの支援にあたっては、教育・保育・保健・医療・福祉等の関係者との「横の連携」による体制づくりを拡充させるとともに、小学校入学等、子どものライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携」により一貫した支援を実施することが極めて重要です。これらのことから、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの受入体制を充実させることがますます必要となっています。

また、近年の働き方の多様化に伴う保育ニーズの多様化への対応も求められており、日曜日、祝日に勤務することとなりがちなるサービス業へ従事する保護者のための休日保育、夜間帯に勤務する保護者のための夜間保育、保護者の疾病その他の一時的な理由による一時保育など、民間が事業として取り組めるニーズ量ではなくても、今後確実に必要性が増していくことが見込まれています。

これらの新たな保育ニーズに対応していくことが、本町の子育て支援施策を充実したものにするために重要となっています。

■児童推計数

○児童人口の実数及び推計

	実数			推計	
	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
0歳児	52	48	51	47	46
1歳児	61	56	55	56	54
2歳児	74	62	56	63	61
3歳児	68	78	60	64	62
4歳児	68	71	80	68	66
5歳児	73	72	76	93	69
合計	396	387	378	391	358

※実数は前年度3/31の数字、推計は第2期南部町子ども・子育て支援事業計画より抜粋

○2040年度までの児童人口推計

	実数	推計			
	2020年度 令和2年度	2025年度 令和7年度	2030年度 令和12年度	2035年度 令和17年度	2040年度 令和22年度
0歳児	52	42	38	35	32
1歳児	61	49	44	41	39
2歳児	74	70	64	59	56
3歳児	68	61	48	45	43
4歳児	68	61	56	52	49
5歳児	73	65	64	59	56
合計	396	348	314	291	275

※「社会保障・人口問題研究所の人口予測ベースシミュレーション」及び上記「児童人口の推計」に基づき、2040年度までの児童人口を推計しました。

○幼児教育・保育の「量の見込み」に対する「確保内容」

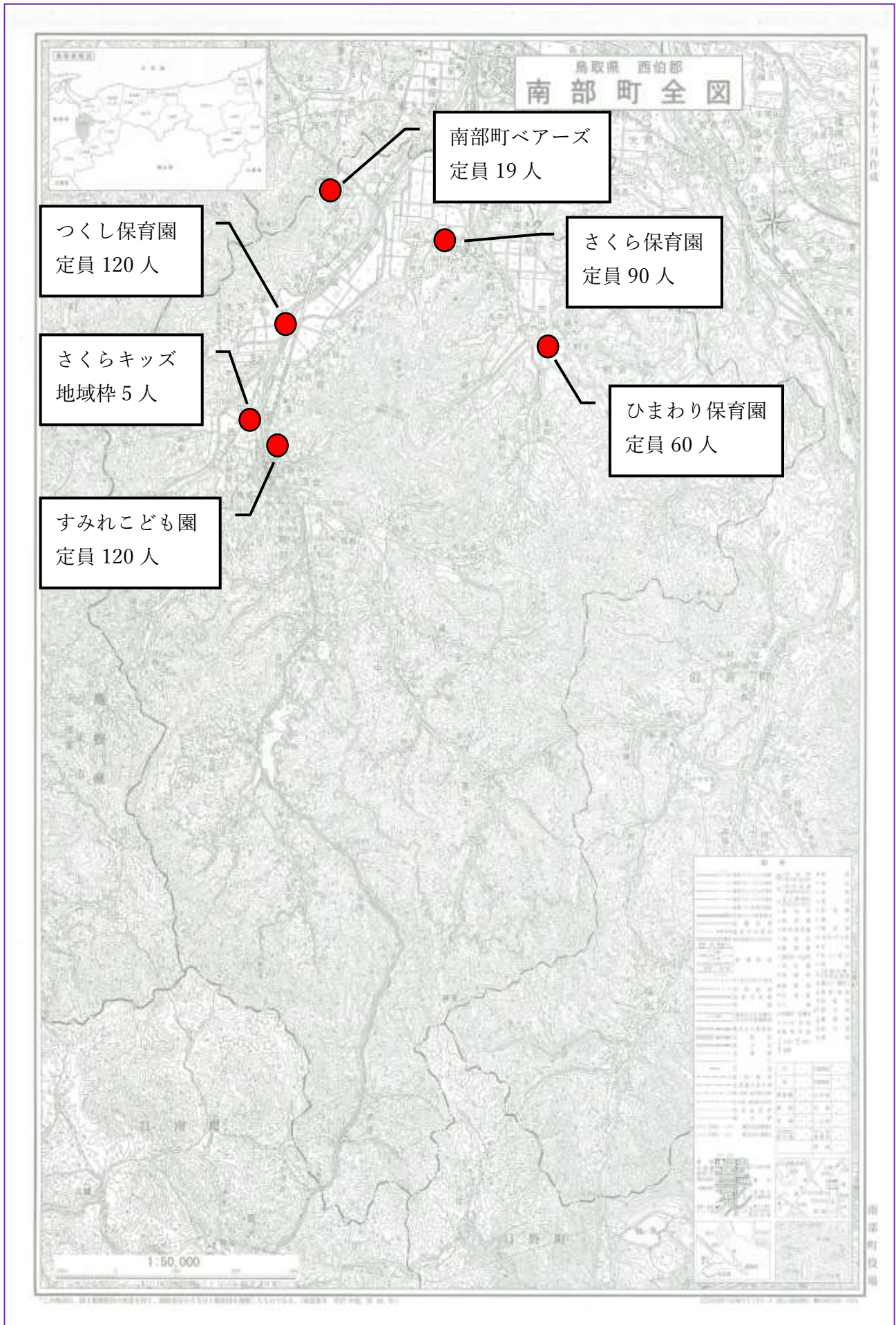
区分	令和2年度				令和3年度					
	1号	2号	3号		1号	2号	3号			
			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳		
量の見込み (必要利用定員総数)	11	196	32	107	11	213	34	100		
確保内容	保育園、認定こども園、幼稚園(幼児教育・保育施設)		20	226	37	118	20	226	37	118
	地域型保育事業				15	9			15	9

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		0歳	1~2歳			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
11	206	34	97	11	184	32	95	11	179	32	92
20	226	37	118	20	226	37	118	20	226	37	118
		15	9			15	9			15	9

○2015年度以降の保育所入所児童実数値

	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度
すみれこども園	107	118	116	109	106	99	90
つくし保育園	124	118	106	95	82	85	92
さくら保育園	75	70	71	70	61	62	62
ひまわり保育園	65	65	65	57	60	56	52
小規模保育園 南部町ベアーズ					19	16	15
さくらキッズ					9	8	6
町内6園計	371	371	358	331	337	326	317
町外保育所(園) 幼稚園	13	5	3	13	19	18	30
総合計	384	376	361	344	356	344	347

■町内保育所 位置図



第3章 統合候補地の選定

1. 選定の基本方針

今後の保育所（統合）を検討する中で、新園舎の立地については、交通の便がよい・防災上安心安全・里地里山の活用等の意見が出されました。本構想はこれらの意見を踏まえ、道路法、農振法、ハザードマップ、遺跡調査等の課題について検討を行い、経済性、環境保全性、防災性等について総合的に優れた用地を選定するため基本的な方針を定めるものです。

2. 候補地の抽出条件

(1) 施設整備の考え方

- ・安心安全で災害に強い施設
- ・自然体験が可能な環境整備
- ・利用者、職員にとって魅力ある施設
- ・地域と連携した子育て・教育ができる施設

(2) 整備が必要な施設の概要

定員の設定、保育室等の数と広さ、駐車場の台数、園庭の広さ等により必要面積が決まってくるが、同規模の保育所を参考に算出します。

〈算出〉0.1歳児 乳児室1.65㎡/人 保育室3.3㎡/人

2歳児以上 保育室、遊戯室1.98㎡/人 屋外遊技場3.3㎡/人

〈参考〉すみれこども園 120人規模 総面積4412.82㎡

(3) 抽出条件

- ・対象エリア：さくら保育園、つくし保育園が立地する地区および近隣地区等の中から候補地を上げ選定
- ・インフラ：送迎の交通アクセス、上下水道
- ・周辺環境：民家、危険地域、田畑
- ・防災：レッド・イエローゾーン区域外、想定浸水区域外、地震
- ・必要面積：6,000㎡から10,000㎡程度

(4) 候補地の評価基準

設定条件		評価基準項目	評価点		
			大変良い	良い	普通
法的要件	①	農振地域	0	-5	-10
	②	埋蔵文化財	0	-5	-10

設定条件		評価基準項目	大変良い	良い	普通
重点配慮要件 (子育て会議 の意見)	①	災害の危険性が低い立地にあること。	20	10	0
	②	送迎及び通勤にも適した場所であること。	20	10	0
	③	里地里山が利用できること。	20	10	0
立地的要件	④	新保育所の収容定員規模にあった敷地面積が確保できること。	10	5	0
利便性要件	⑤	既存2保育所の配置からバランスのとれた場所であること。	10	5	0
周辺環境要件	⑥	交通の安全が確保できること。	10	5	0
	⑦	民家と適度な距離が保たれていること。	10	5	0

設定条件		評価基準項目	大変良い	良い	普通
経済的要件	①	敷地の造成費	10	5	0
	②	周辺インフラ整備費（上下水道、接続道路）	10	5	0
用地取得の容易性	③	土地の所有の状況	10	5	0

3. 候補地の検討及び選定

第3章2.(3)抽出条件によって選定された候補地の中から、第3章2.(4)評価基準に従い決定します。

第4章 統合整備の方針とスケジュール

新たに整備する保育所は民設民営で整備する方針であることから、施設整備及び運営については民間が事業主体となるべきものですが、町の責務として新たな保育所に求める施設、運営の基本的な考え方を本構想に示すものです。

なお、新園の整備にあたっては、本構想の内容を基に事業主体となる民間と協定（公私連携協定など）を結ぶ等により、町の目指す保育の実現を担保することとします。

1. 施設整備の基本的な考え方

町立保育所には、昭和55年に建設して老朽化がすすんでいたり、防災上水害の危険性の高い立地に建設している園舎もあつたりするなど、在園児の安全や安心のためにも、老朽化した園舎や防災に考慮した園舎の建替えを計画的に行っていく必要があります。そのため、新たに統合する園舎について適正な規模で、安全性・利便性を確保するために、次のような考え方で進めます。

(1) 安心・安全に利用できる施設

ア 防災、防犯を考えた施設

- ・ハザードマップを考慮し、災害に強い立地を確保します。
- ・地震に強い園舎を建設します。
- ・事務所を入口付近に設け、防犯に配慮します。

イ 安心安全を考えた施設

- ・駐車場と園舎の位置が近くなるように配慮し、混雑時にも危なくないように駐車場内を一方通行化し、白線を引いて駐車枠や歩道を確保します。

(2) 児童・保護者に魅力ある施設

ア 活発な活動ができる施設

- ・自然の中で、身体的な活動ができ、広く起伏のある園庭を確保します。
- ・子どものギャラリースペースや、プレイパークスペースなどを確保します。
- ・年齢に応じた体験ができる場を確保します。中でも水遊びは大切なものと捉え、プールの整備を行います。
- ・地域との交流を大切にし、里地里山の資源が活用できるようにします。

イ 保護者にやさしい施設

- ・保護者の拠り所になり、子育ての相談のしやすい環境を整備します。
- ・一時・短時間でも預けやすく、延長保育や土曜保育の環境を整備します。
- ・完全給食制や、オムツ・着替えのレンタルなど、保護者の負担軽減に配慮します。

(3) 地域と連携した子育てができる施設

ア 地域と触れ合うことができる立地

- ・散歩コースに田畑があり、地域文化や里地里山が感じられるように工夫していきます。
- ・地域住民が集い、自然とあいさつができる環境を整備します。

(4) 保育士が働きやすい施設

ア 保育士の働き方向上ができる環境整備

- ・広い職員室や、収納スペースを有し、洗濯機や乾燥機などの機器が整う環境を整

備します。

- ・人材育成ができるようにパソコンやwi-fi環境の備わった園にします。

(5) 持続可能な施設

ア 環境に配慮した施設

- ・木造で木の温かさを感じられるようにします。
- ・掃除や消毒など設備の管理が簡単にできるように工夫します。
- ・職員室や各保育室に必要な物が収納できる施設にします。
- ・廊下と各部屋との段差を解消します。
- ・屋外遊戯場には、安全で環境に配慮した遊具を設置します。
- ・屋内遊戯室や保育室にも、それぞれの年齢に応じた玩具を揃えます。
- ・ICT環境を整え、ツールを活用した学びを取り入れます。

2. 運営の基本的な考え方について

(1) 安全の確保

近年、未曾有の自然災害が発生したり、福祉施設での不審者による犯罪が発生したりと、災害・防犯対策の重要性が増しています。

保育所では、避難確保計画の策定、避難訓練や交通安全指導を実施していきます。

また、不審者から子どもの安全を確保するため、日ごろから設備の整備・点検、職員研修などの必要な取り組みを実施することや、警察に対し緊急時の対応について確認しておくなど、保育所における防犯に係る安全確保の体制整備に努めます。

併せて、保育者の意識向上のための研修を行い、適正な人員配置に努めます。

(2) 子育て支援の充実

保育に係る必要な情報の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じるなど、必要な支援に係る業務を適切に行います。

保育所においても、利用している子どもの保護者の支援はもちろんのこと、一時預かり保育や園庭開放などの機会に、トイレトレーニングや箸の使い方など、子どものトレーニングを援助します。また、子育てに不安を抱える保護者など、広く支援が必要な家庭を把握し、相談や助言を行うとともに、保健師や他の行政機関との連携により総合的な子育て支援を行います。

(3) 利便性の向上

保育所は、今後ますます多様化するニーズに応えるため、早朝・延長保育の他、休日保育など利便性の向上に努めていきます。

集金方法の多様化に努めます。

3. 統合スケジュール

町立保育所の統合は、南部町全体で保育ニーズを確保するとともに、特に閉所となる保育所の利用保護者への周知を少なくとも1年以上前に行った上で、段階的に進めていく必要があります。

このことから、次のとおり進めていきます。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
さくら保育園 (定員90人)		保護者説明会		閉園
つくし保育園 (定員120人)		保護者説明会		閉園
新園 (定員120人)	用地選定	用地確保	用地造成工事	建設工事 開園
子ども・子育て支援事業計画～R6			第3期子ども子育て支援事業計画策定	第3期子ども子育て支援事業計画
量の見込み	348	322	314	計画による
確保内容	425	425	425	335

参考資料

1. 南部町子ども・子育て会議条例
2. 南部町保育所あり方検討委員会設置要綱
3. 南部町行財政改革について（諮問）（発南第10842号）
4. 南部町行財政運営審議会に付された諮問事項について（答申）
5. パブリック・コメントの実施結果

※各資料は南部町ホームページをご参照ください
URL <https://www.town.nanbu.tottori.jp>